

明石市高齢者いきいき福祉計画 及び第6期介護保険事業計画(概要)

(平成27年(2015年)度～平成29年(2017年)度の3年間)

地域で支えあい 安心して暮らせるまちづくり

平成37年(2025年)にはいわゆる団塊の世代がすべて75歳以上（後期高齢者）となる節目の年を迎えることとなり、超高齢社会の到来による介護需要の高まりに対して、介護保険制度の持続可能性を確保するとともに、限られた社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、地域において医療や介護、介護予防、住まいなどのサービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築（下記の図参照）が喫緊の課題となっています。

本市では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、平成37年(2025年)度の目標を示した上で、平成27年(2015年)度から平成29年(2017年)度の今後3か年の地域の実情に応じた取組みについて、「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第6期介護保険事業計画」を策定するものです。

地域包括ケアシステムのイメージ



明石市高齢者いきいき福祉計画及び第6期介護保険事業計画とは

老人福祉法・介護保険法に基づき、高齢者施策を一体的に策定することとされており、明石市の高齢者に関する福祉施策に関する取組み方針、介護保険事業におけるサービスの見込量やその確保・運営費用に関する計画です。

1 介護保険制度の主な改正内容



① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各種サービスを充実する。

平成27年4月から

地域支援事業を拡充

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、これまでの事業に加え新たに、「在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化」の業務を位置づけ地域支援事業を充実
- 介護保険サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護保険サービスの普及を推進

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) の入所基準の変更

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)
 - ・現在、すでに入所している要介護1・2の認定者は引き続き入所が可能
 - ・要介護1・2の認定者でも在宅での介護が困難な状況等のやむを得ない事情がある場合は、例外として入所が可能

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業への移行

- 要支援1・2の認定者に対して、全国一律の基準で実施していた予防給付(訪問介護・通所介護)は、市町村が主体となって地域の実情に応じ効率的かつ効果的に実施する事業へ移行
 - ・介護保険制度内のサービスの提供だけでなく、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合などによる多様なサービスの提供が可能

② 費用負担の公平化

低所得者の介護保険料の軽減を拡充する。また、介護保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

平成27年4月から

低所得者の介護保険料の軽減を拡充

- 消費税の増税分を財源とし、段階的に低所得者(住民税非課税世帯)の介護保険料軽減を拡充します。
- ▶ 平成27年(2015年)4月施行 第1段階のみを軽減
- ▶ 平成29年(2017年)4月施行 第1段階から第3段階を軽減(予定)

平成27年8月から

一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げ

- 利用者負担割合を2割とする所得水準を160万円とする。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身280万円未満、2人以上世帯346万円未満の場合は1割となる。

低所得者の施設入所等の居住費・食費の負担軽減制度の適用要件の追加

- 施設入所に係る費用のうち居住費及び食費については、低所得者(住民税非課税世帯)の負担軽減として負担限度額がもうけられ、その負担軽減制度の対象者の適用要件が下記のいずれの要件にも該当することが必要となる。

平成27年7月までの要件

- ▶ 世帯員全員が住民税非課税

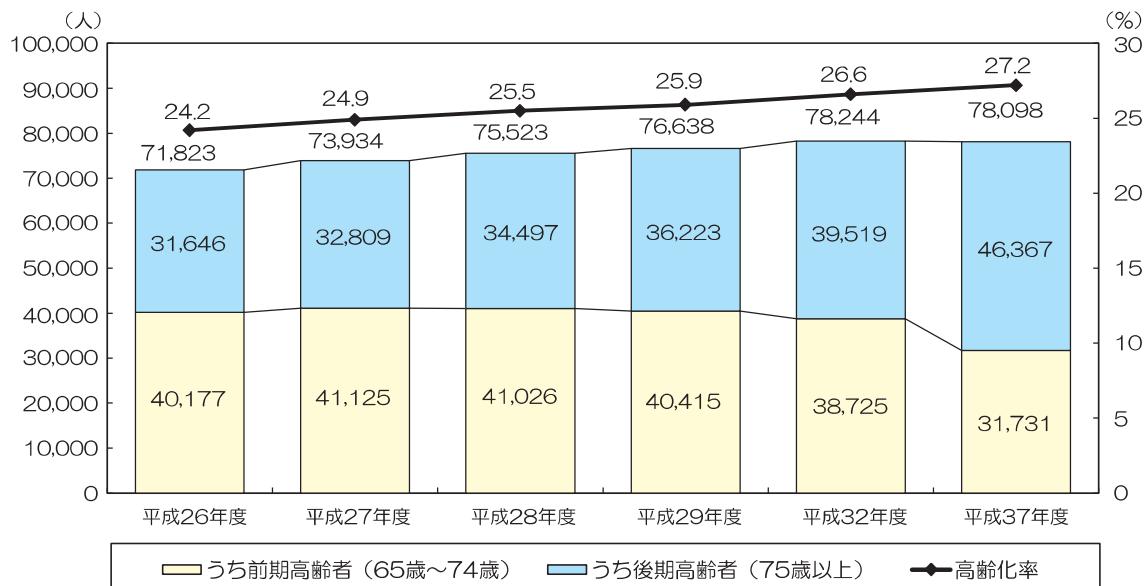
平成27年8月から加わった要件

- ▶ 預貯金が単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
- ▶ 別世帯の配偶者が非課税

2

高齢者人口・高齢化率の推移

本市の高齢者人口及び高齢化率は年々増加を続けており、平成37年（2025年）度には高齢者は78,098人、高齢化率は27.2%になると予測されます。また、平成32年（2020年）度には、後期高齢者（75歳以上の方）の割合が前期高齢者（65歳以上75歳未満の方）の割合を上回り、平成37年（2025年）度にはその差がより大きくなることが予測されます。

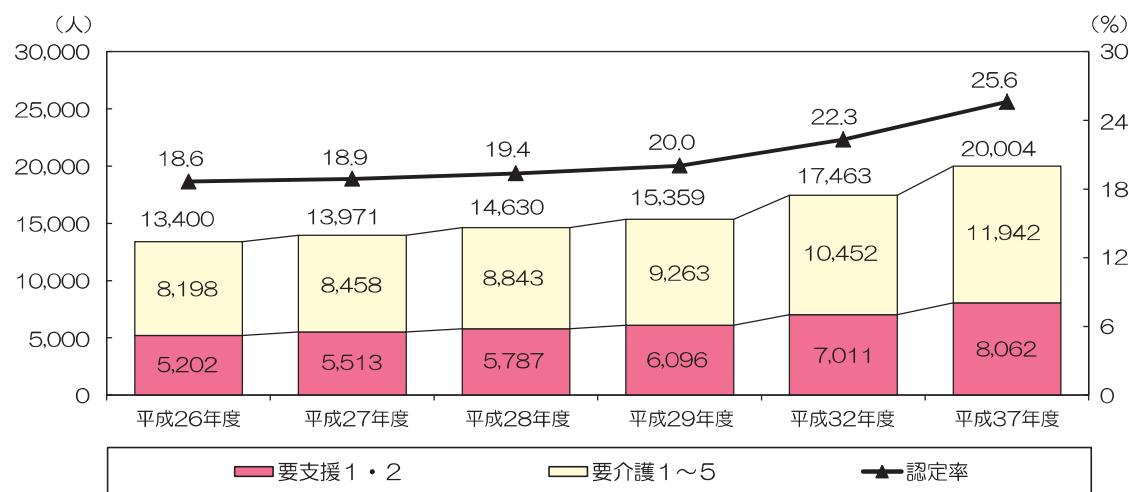


※各年度10月1日現在

3

要支援・要介護認定者数等の将来推計

認定者数は、高齢者数の増加に伴い、一貫して増加することが予測されます。平成29年（2017年）度には15,359人と3年間で1,959人増加することが予測されており、平成37年（2025年）度には20,000人を超えることが予測されます。



※各年度9月末現在



施策の基本理念

地域で支えあい 安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化といった人口構造の大きな変化や一人暮らし高齢者の増加等により、現行の高齢者施策では対応ができないことが予測されています。そのため、今後の高齢者施策では、基本目標を「支援の必要な人には必要な支援を」、「元気高齢者は地域活動の担い手に」として整理を行い、「地域で支えあい安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、住み慣れた地域で多様な人々が多様なかたちで協力しあえる社会を目指していきます。



理念実現のための施策の推進

基本目標

支援の必要な人には必要な支援を

施策と施策の方向性

1

地域包括ケアシステムの整備

- ・介護予防と生活支援サービスの推進
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・医療と介護連携の推進
- ・地域ケア会議の充実
- ・在宅での生活支援
- ・住まいに関する施策との連携



施策の主な方針

- ・要支援者等が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、市が地域の実情に応じ、多様な主体が多様なサービスによる支援を行う**介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月から実施します。**
- ・地域包括支援センターを整備し、体制強化を図ることにより、関係機関との連携した相談支援体制づくりに努めます。
- ・医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、医療関係者間での患者情報の共有を図るなど在宅医療体制の構築を図ります。
- ・専門職が地域の様々な団体や組織と協働して支援を行うために、個別事例の検討を行うことにより支援ネットワークの構築、また地域課題を抽出する等の取組みを実施します。

2

認知症高齢者への支援の充実

- ・認知症ケアパス作成の推進
- ・認知症に対する理解の促進と支援体制の構築
- ・認知症への早期対応の推進

- ・早期発見、早期対応を基本とした総合的な支援を行ふため、認知症ケアパスを作成します。
- ・認知症になっても住み慣れた地域で在宅生活が続けられるよう、見守りや生活支援が適切に提供されるとともに、地域で支える仕組みづくりを進めます。

3

生活支援体制及び見守り体制の構築

- ・生活支援体制の基盤整備
- ・見守り体制の充実

- ・多様な生活支援サービスが提供できるよう、地域資源の発掘や開発等を行います。
- ・地域における見守りを推進し、民間事業者等と連携し、見守りネットワークの充実に努めます。

4

権利擁護の取組みの充実

- ・権利擁護の推進
- ・高齢者虐待防止の推進

- ・福祉サービス利用援助事業の利用を促進するとともに、成年後見制度の利用支援を推進します。
- ・高齢者虐待防止に向け、関係機関と連携し、早期発見・早期対応に向けた施策を展開します。

施策と施策の方向性

5 災害時要援護者支援の推進

- ・災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備

施策の主な方針

- ・災害時に自分自身で身を守ることが難しい方が地域で迅速かつ的確な支援を受けることができるよう、地域と協働した災害時の要援護者支援体制の構築を目指します。

6 介護保険サービスの充実

- ・在宅サービスの推進
- ・施設サービスの充実
- ・介護保険サービスの質の向上と適正利用の促進

- ・住み慣れた地域で在宅生活が続けられるよう、適切な在宅サービスが確保されるよう努めます。
- ・施設入所者の人権への配慮や相談支援体制を整備し、施設における高齢者虐待などを未然に防ぐ取組みを進めます。

介護保険施設・居住系サービス等の整備計画

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	1,120床	1,120床	1,120床	1,120床	1,120床	1,120床
地域密着型介護老人福祉施設	0床	0床	58床	116床	232床	377床
介護老人保健施設	619床	599床	599床	599床	599床	599床
介護療養型医療施設	72床	72床	72床	72床	72床	72床
特定施設入居者生活介護（混合型）	304床	304床	414床	474床	534床	594床
認知症対応型共同生活介護	291床	291床	309床	327床	363床	399床
小規模多機能型居宅介護	13か所	15か所	19か所	23か所	25か所	27か所
複合型サービス	0か所	2か所	3か所	4か所	7か所	12か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所	3か所	4か所	5か所	8か所	13か所
短期入所生活介護	337床	337床	357床	377床	417床	467床

基本目標

元気高齢者は地域活動の担い手に

施策と施策の方向性

7 元気高齢者の活躍できる場の充実

- ・生きがいづくり・社会参画の推進
- ・雇用・就労対策の推進

施策の主な方針

- ・元気な高齢者が地域活動の担い手となり、社会参加・参画を促進するために活動のきっかけとなる情報提供や参加しやすい体制づくりに取り組みます。
- ・高年クラブなどの高齢者の健康づくりや仲間づくり、生きがいづくりなどにつながる活動を支援します。

8 介護予防と健康づくりの推進

- ・参加型介護予防の推進
- ・健康づくりの推進

- ・市民一人ひとりが主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいけるよう、住民主体の通いの場が広がるよう支援していきます。

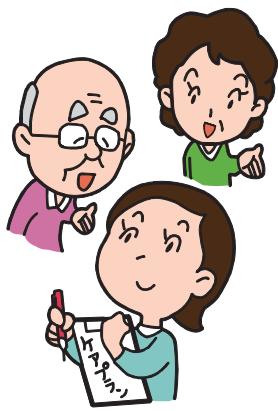
9 地域力の向上

- ・コミュニティ施策との連携

- ・市のコミュニティ施策として、様々な団体や個人が参加するまちづくり組織を結成し、地域の課題を地域で取り組む協働のまちづくりをより一層推進します。

II

介護保険事業にかかる費用と介護保険料



平成27年度から平成29年度までの介護保険料

平成27年度から、第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料基準額を、月額4,980円から月額5,380円に改定します。また、介護保険料段階を9段階から14段階に細分化します。

1 介護保険料の計算方法

明石市の介護保険事業費の見込み

介護給付費・介護予防給付費に、利用者の負担軽減を行うための費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等）、国民健康保険団体連合会への手数料の費用を加えた第6期計画期間(平成27年度～平成29年度)の標準給付費見込額の合計は約605億円、地域支援事業費見込額の合計は約27億円と見込まれます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
標準給付費見込額	191.6	203.7	209.4	241.5	294.5
保険給付費見込額	191.4	203.5	209.2	241.3	294.3
総給付費見込額	179.7	191.6	196.6	227.0	277.0
介護給付費見込額	161.5	172.7	184.4	218.0	266.2
介護予防給付費見込額	19.2	20.6	13.9	10.9	13.3
高額介護サービス費等見込額	11.8	11.9	12.6	14.4	17.3
算定対象審査支払手数料見込額	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
地域支援事業見込額	4.8	6.1	15.9	25.3	28.4
総事業費	196.4	209.8	225.2	266.8	322.9

第1号被保険者の介護保険料基準額の計算方法

介護保険事業にかかる費用の見込み額
(標準給付費見込額+地域支援事業費見込額)

×

第1号被保険者の負担分 22%

÷

第1号被保険者の人数

=

介護保険料基準額
年額64,560円 (月額5,380円)

上記の計算方法により、第6期(平成27年度～平成29年度)の介護保険料基準額を算出しました。介護保険料は介護保険事業にかかる費用の見込み額を基に算定するので、このまま介護給付費等が推移すると、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年度には、介護保険料基準額は月額約8,700円まで上昇すると見込まれます。今後、負担ができるだけ軽減するためには市民の一人ひとりが介護予防に取り組み健康寿命を伸ばしていく必要があります。

2

第1号被保険者の介護保険料段階表



第1号被保険者の介護保険料段階表

保険料段階	対象となる方			賦課割合	保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下 			基準額×0.45	29,052円
第2段階	本人が市民税非課税	市民税全員が	前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.63	40,672円
第3段階		世帯員に市民税	前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円超	基準額×0.75	48,420円
第4段階	本人が市民税非課税	課税者	前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下	基準額×0.85	54,876円
第5段階		世帯員に市民税	前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超	基準額×1.00 月額5,380円	64,560円
第6段階	本人が市民税課税		前年の合計所得金額が60万円以下	基準額×1.05	67,788円
第7段階			前年の合計所得金額が60万円超120万円未満	基準額×1.18	76,180円
第8段階			前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満	基準額×1.22	78,763円
第9段階			前年の合計所得金額が150万円以上190万円未満	基準額×1.28	82,636円
第10段階			前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.50	96,840円
第11段階			前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.54	99,422円
第12段階			前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.77	114,271円
第13段階			前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.00	129,120円
第14段階			前年の合計所得金額が800万円以上	基準額×2.10	135,576円

この段階表は平成27年度及び平成28年度の保険料であり、第1段階の賦課割合は消費税増税分を財源とする軽減後の賦課割合を示しています。平成29年4月の消費税増税時には、非課税世帯の負担緩和を図るために、第1段階から第3段階の保険料がさらに軽減される予定です。

参考 (日常生活に関するアンケート調査結果抜粋)

対象者：平成26年3月1日現在での市内在住の65歳以上（要介護1以上を除く）の高齢者約7,500人（回答率：73.4%）

実施期間：平成26年（2014年）3月10日～平成26年（2014年）3月31日

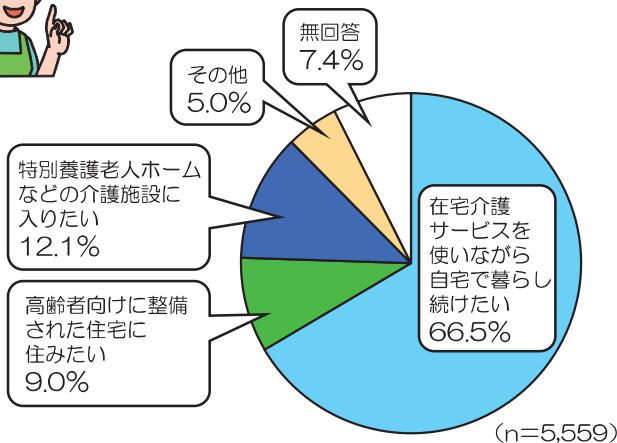
実施方法：郵送配布、郵送回収

アンケートからの皆さんとの声を反映した計画の推進に努めたいと考えています

★ 介護が必要になった場合に希望する生活



介護が必要になった場合、希望する生活について、聞きました。



「住み慣れた家で暮らしたい」

が本音・・・

そのためには、

在宅での介護サービス

を整えてほしい・・・

いつまでも元気で

いるために、

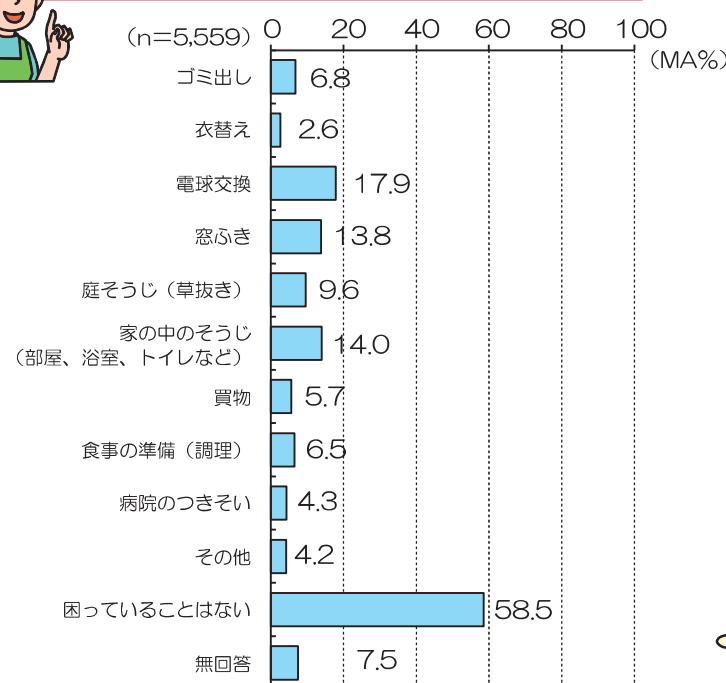
介護予防も必要・・・



★ 家事で困っていること



家事で困っていることについて聞きました。



手が届きにくい所など、
ちょっとしたお手伝いがあれば・・・
そんなボランティアさんが
身近に居れば・・・



明石市高齢者いきいき福祉計画及び第6期介護保険事業計画～概要版～

平成27年(2015年)3月 発行

編集・発行／明石市 高年介護室

高年福祉担当(078)918-5166 介護保険担当(078)918-5091